

収入保障保険の年金～源泉徴収がなくなる

● 23年度税制改正大綱から

なかなか成立の見通しが立たないままここまでできた平成23年度税制改正法案ですが、6月末で期限が切れる租税特別措置については成立が確定となりました。ですが、個人所得税、相続税・贈与税の見直し、法人税の引き下げなどは見送られる模様です。24年度税制改正にあらかじめ盛り込まれることになるでしょう。

ところで、平成23年度税制改正大綱の「2. 個人所得課税 (4) 金融証券課税 ⑧」(大綱の50ページ、一部省略)に、

イ. 相続又は贈与等に係る保険年金(一定の基準に該当するものに限る)に対する源泉徴収については、平成25年1月1日から廃止。

ロ. (イ)相続等保険年金に対する支払調書制度については、平成25年1月1日以後の支払分について、提出省略基準を撤廃するとともに相続等に関する内容を記載事項に追加。と記載されていることを知りました。平成26年以降、そのようになる可能性大です。

この「相続等保険年金」は、昨年7月に最高裁が二重課税は違法との判決を出した収入保障保険など「年金受取型死亡保険」を指しています。

● 2年目以降は雑所得が発生

相続発生時に年金受給権が相続税の対象となり、その後の年金には所得税がかかる仕組みになっていたのが、所得税法9条1項15号により「相続等により取得した財産には所得税は課さない」という判断がなされたわけです。

ただし、この判決内容によれば、相続時に「現在価値で課税された部分(つまり支給年金額)」については所得税は課されないが、相続後の「運用益に相当する部分」には雑所得として所得税が課税できるものとなります。したがって、2年目以降の年金には課税対象になる部分があるのですが、生命保険会社の源泉徴収が

廃止となると、受取人が確定申告

しなければなりません。また、支払調書の提出省略基準を撤廃するということは、1円からでも提出があるということですから、税務署のほうでは申告義務がある人を補足しているということになります。

ところが、この税金計算は生活者の手に余るものと思われます。

● 複雑な雑所得の計算

話をややこしくしているのは、相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」が平成22年に改正され、旧法と新法とで計算方式が異なることです。ここでは新法の計算例を一部ご紹介します。

新法では、「相続税評価割合」が50%超と50%以下で計算方式が違いますが、ほとんどの契約が50%超になると考えられます。その判断のためには、保険会社から「有期定期金」の場合は、①解約返戻金相当額、②一時金額、③残余期間分の複利年金現価の数字を出してもらう必要があります。

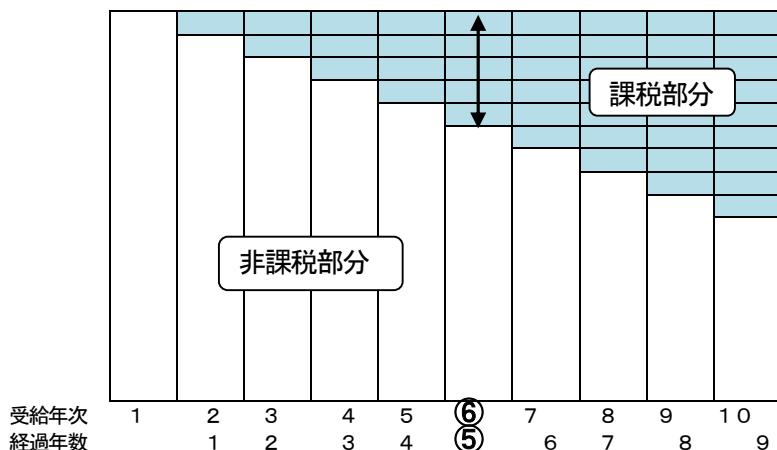
相続税評価割合により、「課税割合」が決まっています。紙面の都合でご紹介しきれないので、国税庁HPにアップされている『相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算について』をご参照ください。

2年目以降の年金額には運用益に相当する部分があるとされていますが、それを下図のようにマス目(課税単位)で表します。課税部分の合計額を課税単位で割れば1単位あたりの課税金額が計算でき、経過年数に当てはめて雑所得の算出をするという流れです。

さて、どれだけの人がすんなり計算できるか疑問です。現在、国税庁のHPに、すでに支払事由が発生し、税金を納めすぎている人の還付請求用に「年金保険の所得金額の計算のためのシステム」がアップされていますが、問い合わせたところ、新法に対応する今後使えるシステムについても問題意識を持っているとのこと。早期アップが待たれます。

(クルー 浅田里花)

6年目の雑所得の計算例(年金額100万円、残存期間10年、相続税評価割合50%超の場合)



- ・ 新相続税法による相続税評価割合は90%
- ・ 相続税評価割合90%の課税割合は8%
- ・ 課税部分の合計額は1000万円×8%=80万円
- ・ 課税単位数は(10年×(10年-1年))÷2=45単位
- ・ 1課税単位あたりの課税金額は80万円÷45単位=1.8万円
- ・ 6年目の雑所得は1.8万円×経過年数5年=9万円